

松本広域消防局告示第2号

松本広域連合火災予防規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月25日

松本広域連合 消防長

松本広域連合火災予防規程の一部を改正する告示

松本広域連合火災予防規程（平成11年告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線を付した部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（避雷設備の日本産業規格） 第9条 条例第16条第1項の規定により指定する日本産業規格は、JIS <u>A4201</u> とする。	（避雷設備の日本産業規格） 第9条 条例第16条第1項の規定により指定する日本産業規格は、JIS <u>Z9290-3</u> とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の松本広域連合火災予防規程は、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の適用の際、建築物の工事の着手が令和8年3月31日以前である建築物に設置された避雷設備のうち、改正後の告示に適合しないものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。